発　行　所
長野県保険医協会
〒380-0906長野市鶴賀629-1 長野東口ビル9F（10月1日より〒380-0928長野市若里1丁目5-26に移転）
電話　　026（226）0086
FAX　　026（226）8698
E-mail　nagano-hok@doc-net.or.jp
年間購読料 3,600円（会員の購読料は会費に含まれています）

# 長野保険医新聞

2012年（平成24年）9月25日
No.３７９（毎月1回25日発行）
（1990年6月22日第三種郵便物認可）

主な記事

窓口無料化を求めるシンポジウム/地方厚生局長野事務所への要望書2件…2面、保険かわら版/共済便り/理事会便りなど…3面、協同組合ニュース…4面、

## 施設基準定時報告の手続簡素化等で要望書

### 県保険医協会、関東信越厚生局長野事務所へ提出

長野県保険医協会は８月24日、長野市内の事務所会議室で関東信越厚生局長野事務所長に「施設基準の定時報告等の手続きの簡素化を求める要望書」「診療報酬改定に伴う集団指導の通知についての要望書」の２点を提出した。要望書の本文は2面に掲載。

同日は協会の鈴木会長と宮沢事務局長、厚生局長野事務所の轟所長、斉藤審査課長が出席、両要望書は鈴木会長から轟所長に直接手渡された。

轟所長(右)に要望書を手渡す鈴木会長

**施設基準の定時報告関係**は、医療機関が毎年７月１日付で行う届出内容の報告に関して、施設基準通知自体で明示的に報告を求めている事項（例：ニコチン依存症管理料に係る報告）や療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等に規定されている事項（例：評価療養及び選定療養に関する事項）のみならず、 長野県では原則全ての施設基準の届出書及び添付書類の提出が求められている。これによる事務量が膨大になる医療機関もあり、簡単なチェックリストを用いる方式などが主流の他県との比較の上で、届出書の「再提出」でない形を要望したもの。

**改定時の集団指導の通知関係**は指導大綱の集団指導の選定基準に「改定時の指導」が位置付けられているが、集団指導の欠席を理由に保険医療機関等に対する不利益な取扱いは定めていないにもかかわらず、「出席票」の提出を義務付けるなど欠席者に対する罰則を示唆する文書となって威圧的なことから、「集団指導」といった文言を「説明会」と改め、任意参加であることを明記するなど改善を求めたもの。

長野事務所側からは、定時報告について、▽各事務所での取り扱いが違うことは承知している▽長野では社会保険事務局時代の方法を踏襲してきた▽指導関係は厚生局管内で標準化しているが施設基準の届出等については今後管内で足並みを揃えていく方向▽現在過大な負担であることは認めるが書類を受け取り放置しているのではなく秋までかかるがきちんと内容は確認している、と説明があった。 協会からは要望書に沿い必要最小限にすべきことを主張した。

改定時の集団指導通知について事務所側は▽他都県で同様の要望が出されていることは承知している▽指導大綱に診療報酬改定の説明会を対象にすると記載があり関東信越厚生局内においては「集団指導」の名称を使用している▽出席票はどこが出席したかを単に記録しておくだけのもので管理者以外のスタッフの出席でも良いし、仮に欠席した場合でもペナルティはないとの説明だった。協会からは統一的取扱いとして名称変更の方向で働きかけて欲しいと提出の要望書通り重ねて要請した。

**協会、不服申請は取り下げ**

年度当初の行政資料の開示請求で従来開示のものが不開示となり、協会は厚生労働省に異議申請をしていたが、その後の不開示部分の差し替え（開示）に至った経過について、同日長野事務所から説明があり、協会は同月の常任理事会を経て、不服申請を取り下げた。

## 健保法改正研究会が初シンポ

### 長野協会、指導等対策で研究会に加入

県保険医協会は８月理事会で保険医の指導・監査や資格取り消しなどの行政処分の根拠法となっている健康保険法の抜本的改正を目指して溝部訴訟の関係者らを含めて立ち上げられた「指導・監査・処分改善のための健康保険法改正研究会」への加入を決め、９月２日には同研究会が東京で開催した初のシンポジウムに鈴木会長と宮沢事務局長が参加した。

東京で開かれた指導・監査・処分改善のための健保法改正研究会

同会は現行の健保法に制定時（大正11年）の前近代的な法構造が残されていて、これにより患者の受療権も医療者の診療権も保障されておらず、指導・監査・処分には、小手先の運用改善では克服しえない弊害が伴っているため法改正が必要との立場。長野協会は指導監査問題では「指導・監査・処分取消訴訟支援ネット」にも加入しており、こうした取り組みと連携、情報交換や法規等の学習を通して対策を強化していきたい考えだ。

## 長野県保険医協会の事務所が移転

長野県保険医協同組合により建設が進められてきた長野市若里地籍の長野県保険医会館（平屋建て、駐車場11台）の９月28日竣工に伴い、長野県保険医協会の事務所は、10月１日から同会館に移転する。

移転先の地図は右の通り。県民文化会館のある若里公園に近い新住所は〒380-0928**長野市若里１丁目５-26となる。**電話番号は従来通りで変更はない。

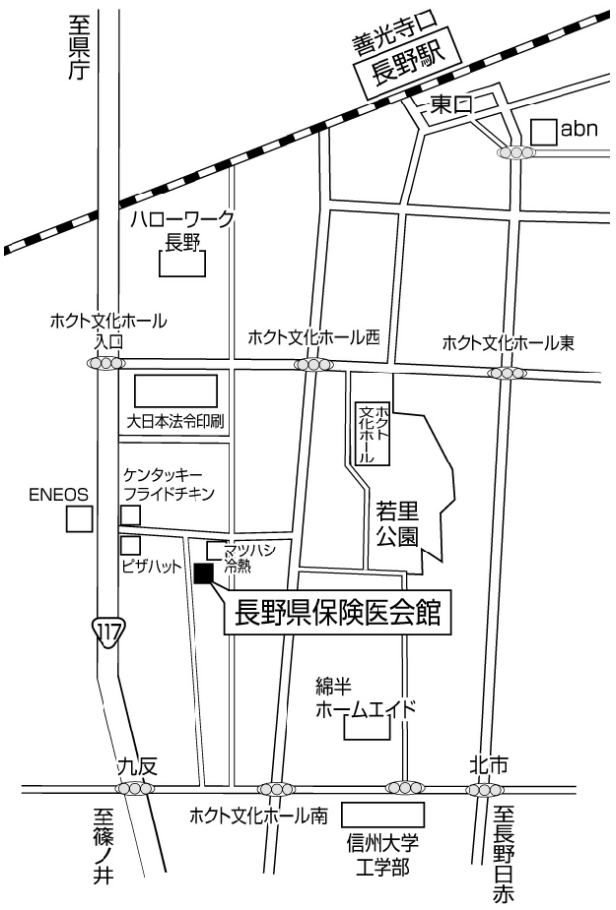


事務所までは、長野駅東口より徒歩12分。会館の１フロアには長野県保険医協同組合、開業医共済協同組合の事務所も入り、相互に連絡がとれる形。また40名ほどが研修できる会議室がある。

## 鶏声

◆野田首相が民主党の代表選挙で、他の候補者に大差をつけて再選された。しかし消費税増税法の成立と引き換えに離党議員が続出し党は分裂した。対外的には尖閣諸島をめぐる日中関係の悪化もある。◆首相は国連で領土問題を取り上げて演説した。具体的な国名は上げなかったが、中国と韓国を念頭に置き国際法に基づく平和的な解決を求めた。首相は演説で紛争の予防と解決に向けて「法の支配」を強調し、「主義主張を一方的な力や威嚇を用いて実現しようという試みは受け入れられない」と述べた。しかし中国外務省は、「国際法を顧みず他国の領土主権を公然と侵した」と反論した。このままでは日本を中心に東アジアの領土問題は泥沼状態に陥りかねない。◆ＮＨＫの討論番組で、桜井よしこ女史は韓国要人に手厳しい歴史事実を突きつけながらも、お互いの主張を論戦するよりも協調を求める重要さを説いていた。「維新の会」の橋下氏も、竹島の共同支配を主張している。◆尖閣諸島の「国有化」に対する反日デモはひとまず沈静化したものの、中国側の反発は様々な影響を残しており日本製品のボイコット運動も起こっており、中国を最大の貿易相手としている日本経済にも深刻な影響をあたえることが目に見えてきている。中国にある日本企業が生産を停止すれば、少なくとも中国での雇用は失われ、中国経済にも影響は少なくないであろう。オスプレイの竹島配備などを期待している場合ではなさそうである。（ＴＨ）